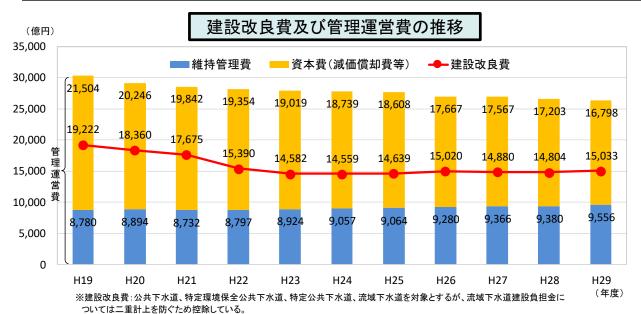
# 経営健全化の推進

## ●下水道事業の財政状況について

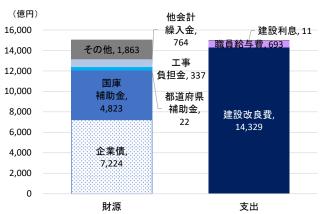
- 直近10年間における建設改良費は、平成24年度までは減少傾向にあったが、その後は横ばいで推移し、平成29年 度では総額約1.5兆円。その財源としては、企業債0.7兆円、国庫補助金0.5兆円が充てられている。
- 維持管理費と資本費をあわせた管理運営費については、直近10年間で減少傾向であり、平成29年度は総額約2.6 兆円で、その財源は下水道使用料が約1.5兆円、一般会計繰入金が約1.2兆円となっている。管理運営費のうち維持 管理費は増加傾向にあり、直近10年間で約1割増加している一方、資本費は減少傾向にあり、直近10年間で約2割 減少している。
- 下水道事業に係る地方債の未償還残高は、平成15年度の33兆円をピークに減少傾向にある。また、下水道事業に 係る地方債の元金償還金は、平成26年度までは減少し、平成27年度以降は横ばいから微増傾向となっている。



※維持管理費、資本費:公共下水道、特定管渠保全公共下水道、特定公共下水道を対象とするが、維持管理費・資本費の中には

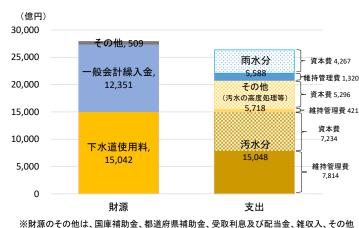
流域下水道維持管理負担金も含まれており、当該部分の流域下水道の管理運営費も含まれている。 (出典)「地方公営企業年鑑」(総務省)をもとに作成

#### 【建設改良費の収支内訳(H29年度)】



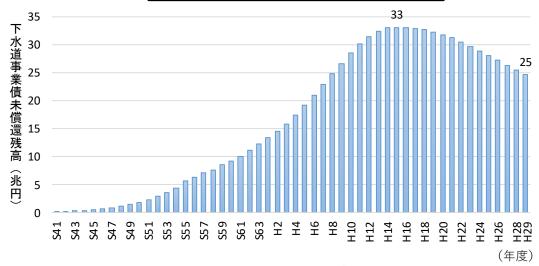
※流域下水道建設費負担金については、二重計上を防ぐため控除

【管理運営費の収支内訳(H29年度)】



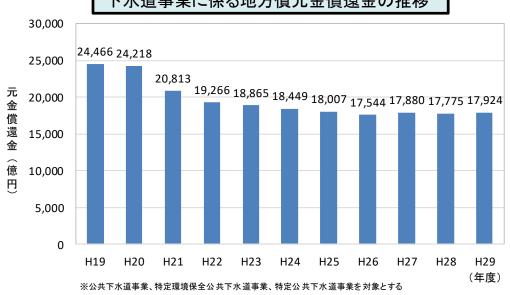
※支出には、流域関連市町村が支払う流域下水道管理運営費負担金を含む ※支出のその他は、分流式下水道等に要する経費、高資本費対策、高度処理費等

#### 下水道事業に係る地方債残高の推移



※公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道の他、農業集落排水事業等の下水道事業も対象とする (出典)「下水道経営ハンドブック第30次改訂版(平成30年)」及び「下水道経営ハンドブック令和元年度版」(いずれも下水道事業 経営研究会編集)をもとに作成

#### 下水道事業に係る地方債元金償還金の推移



(出典)「地方公営企業決算状況調査」(総務省)をもとに作成

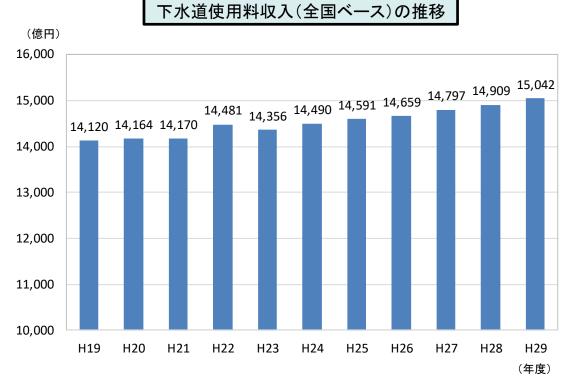
## ●下水道事業の費用負担原則と使用料の現状について

#### <下水道事業の費用負担原則>

- 下水道は、自分の土地からの汚水の排除という私的便益と、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等の不特定多数に便益が及ぶ公共的役割を有するとの下水道の基本的性格等に対応して、国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担により、事業が実施されることが原則となっている。
- 下水道の建設財源に関して、国は、下水道の公共的役割に鑑み、国家的見地から、その整備の推進を図るため、雨水及び汚水に 係る施設の基幹的部分を地方公共団体に補助しており、地方負担部分については、世代間の負担の公平性等の観点から、主に 地方債が充当されている。
- 下水道の維持管理財源に関して、基本的には、雨水に係るものは一般会計で、汚水に係るものは使用者からの使用料で負担することとなっているが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用のうち、高度処理費用、高料金対策費用等について、地方公共団体の一般会計が負担することとなっている。(一般会計繰出基準が、総務副大臣より通知されている。)
  - ⇒ 下水道使用料は、汚水処理に係る費用のうち、一般会計負担部分を除いた費用が対象経費となっている。

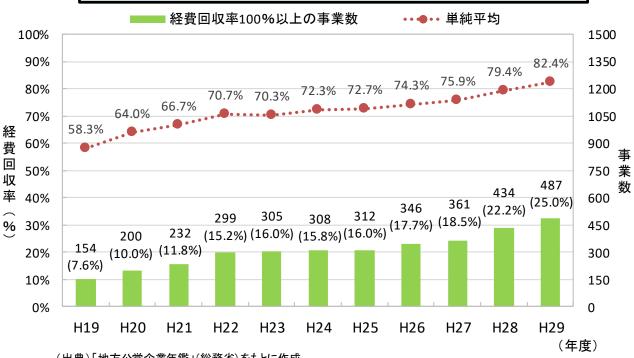
#### <使用料の現状>

- 普及の進展に伴い、全国ベースでの下水道使用料収入及び経費回収率※(単純平均)は、増加傾向にある。
  - ※ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標
- 一方で、3/4の事業者が、汚水処理原価が使用料単価を上回る「原価割れ」の状況。



※公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、特定公共下水道事業を対象とする (出典)「地方公営企業決算状況調査」(総務省)をもとに作成

#### 経費回収率(単純平均)の推移と経費回収率100%以上の事業数



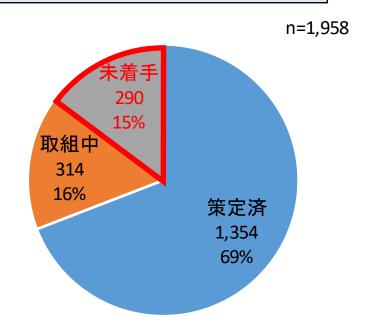
(出典)「地方公営企業年鑑」(総務省)をもとに作成 ※公共下水道事業(特環、特公を含む)を対象としている。

※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。 ※グラフ中、経費回収率100%以上の団体数の()内の数字は、全事業数における割合を示している。

## ●下水道事業の中長期収支見通しについて

- 総務省は、下水道事業を含む全ての公営企業に対し、平成26年8月に、中長期的な経営の基本計画である「経営戦 略」の策定 $^{\times 1}$ を要請するとともに、平成27年1月に、経営状況の見える化のため、公営企業会計の適用 $^{\times 2}$ を要請。
  - ※2:人口3万人以上の地方公共団体は令和元年度まで、人口3万人未満の地方公共団体は令和5年度まで ※1:令和2年度まで
- 経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、 令和2年度までの策定が要請されているが、平成30年度末時点で、経営戦略の策定に「未着手」が15%となっている。
- 損益情報及び資産情報の把握による的確で有効な経営計画の策定等を可能とし、期間損益計算による使用料対象 原価の明確化を通じて適正な使用料の設定に役立つことから、公営企業会計の導入を進める意義も大きい。ただし、 平成31年4月1日時点の公営企業会計適用状況をみると、人口3万人未満団体の公営企業会計の「適用済」及び「適 用に取組中」は35%に過ぎない。

#### 経営戦略の策定状況(H31.3.31時点)



(出典)「公営企業の経営戦略等の策定状況等(平成31年3月31日時点)」をもとに作成 (注)公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道を対象

#### 下水道事業における公営企業会計適用の取組状況(平成31年4月1日時点)

													<u>単位∶団体∙%)</u>
				人口3万人以上						人口3万人未満		全団体	
				公共下水道及び流域「				直	その他の 下水道事業	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点
				H31.4	.1時点	うちR2.4.1までに	<sub>用</sub> H3	0.4.1時点	H31.4.1時点	1101. <del>1</del> .1µ1 /iii	1100.4.1 时 流	1101.开.140 流	1100. <del>1</del> .1 µ.j /iii.
1	適	用	済	489	(60.0%)	489 (60.0	%) 3	70 (45.4%)	197 (44.8%)	120 (14.8%)	82 (10.0%)	610 (37.2%)	452 (27.5%)
2	適 用	に取	組中	322	(39.5%)	321 (39.4	%) 4	39 (53.9%)	158 (53.3%)	160 (19.7%)	143 (17.5%)	482 (29.4%)	583 (35.5%)
	小	計		811	(99.5%)	810 (99.4	%) 8	99.3%)	355 (98.1%)	280 (34.5%)	225 (27.6%)	1,092 (66.6%)	1,035 (63.0%)
3	検	討	中	4	(0.5%)	_	_	6 (0.7%)	76 (1.0%)	410 (50.5%)	308 (37.7%)	418 (25.5%)	316 (19.2%)
4	検 討	未	<b>着</b> 手	0	(0.0%)	ı	ı	0 (0.0%)	53 (1.0%)	122 (15.0%)	283 (34.7%)	130 (7.9%)	291 (17.7%)
	合	計		815	(100%)	_	- 8	5 (100%)	484 (100%)	812 (100%)	816 (100%)	1,640 (100%)	1,642 (100%)
	:考) 合言 合·廃止確			819	-	-	- 8	9 –	506 -	819 –	819 –	1,650 -	1,650 -

(出典)「公営企業会計適用の取組状況(平成31年4月1日時点)」(総務省)

(注1)人口3万人未満については、公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業 集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業又は個別排水処理施設事業を実施し ている団体を対象。

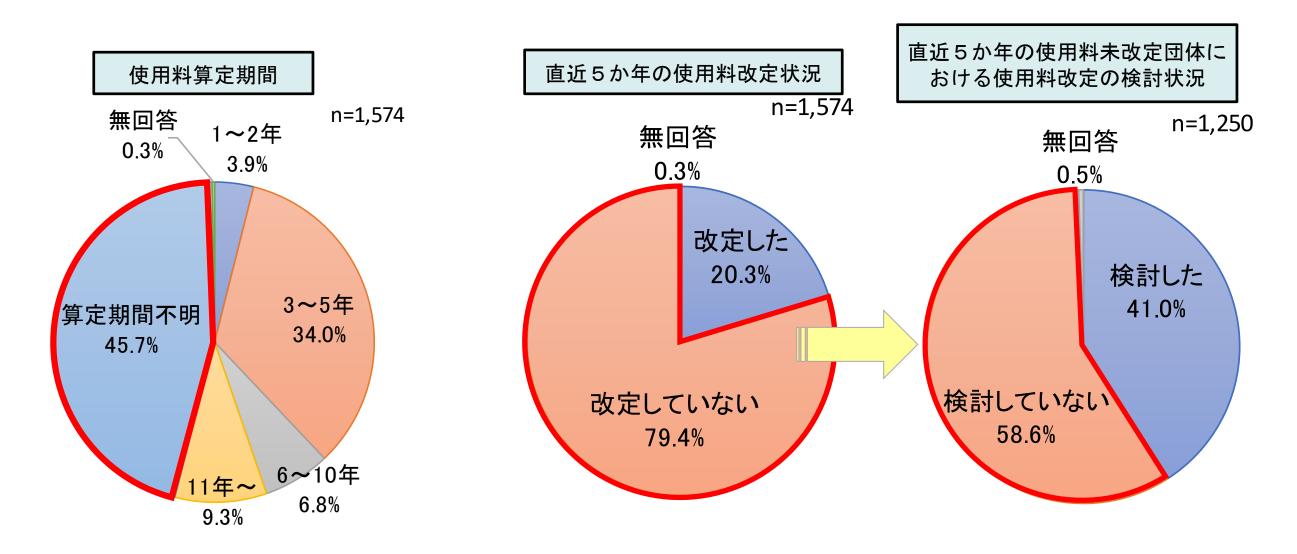
(注2)本調査は、都道府県及び市区町村(一部事務組合を含む。)を対象。

(注3)「③統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業(想定企業会計)を含む。

(注4)一の団体において同一の事業が複数あり、適用済事業及び非適用事業が存在する場合は、非適用事業を取組状況とし、非適用事業が複数存在する場合は、取組が 最も進んでいる事業を取組状況として集計している。下水道事業について複数の事業が存在する場合は、取組が最も進んでいる事業を取組状況として集計している。

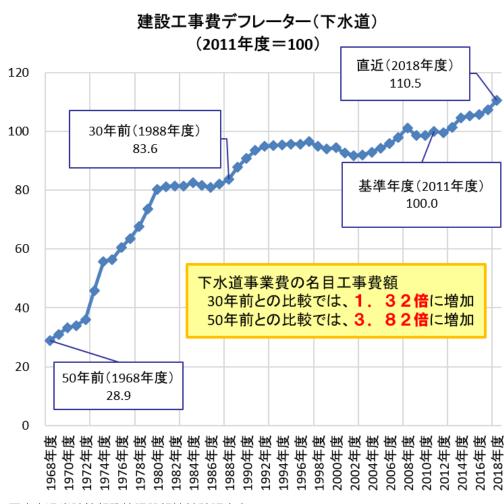
## ●下水道使用料改定の必要性の確認

- 公共料金としての安定性、長期間設定による予測の不確実性を考慮し、使用料算定期間は、3年から5年が適当であり、さらに当該期間の経過を一つの目安として見直しの必要性等について検討すべきであるが、実態調査では、現行の使用料体系の使用料算定期間が不明とする事業が約半数を占めている。
- 使用料改定の必要性は、使用料算定期間内の財政収支を確認することにより判断すべきものであるが、実態調査によれば、<u>直近5か年内に使用料を改定していない事業体のうち、使用料改定の必要性の検討を約58%が実施して</u>いない状況。

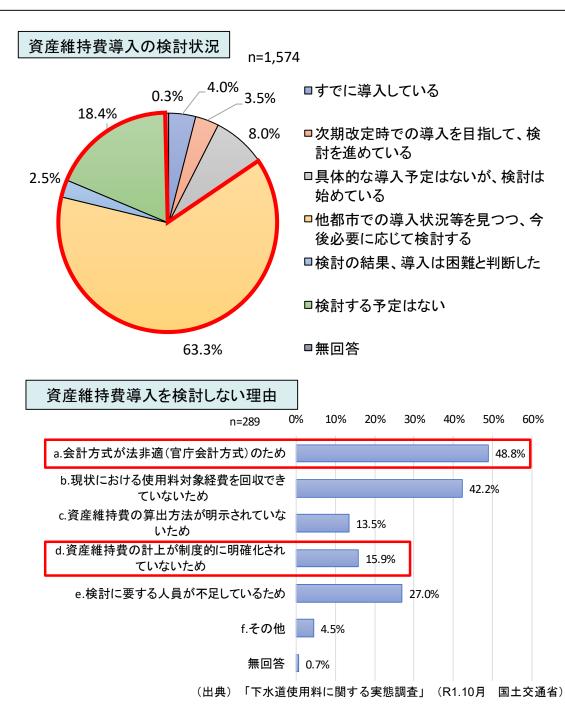


## ●資産維持費の導入検討

- 地下空間の輻輳化等の施工環境の悪化、労務単価の上昇等により、下水道工事単価は増嵩しつつあり、今後、老朽施設の改築事業の実施に向けて、現世代と将来世代との負担の公平を図る必要がある。
- 一方、実態調査によれば、資産維持費の導入に消極的な回答が多く、8割を超えている。導入を検討しない理由として、「会計方式が法非適(官庁会計方式)のため」との回答が約半数を占めるほか、「資産維持費の計上が制度的に明確化されていないため」との声がある。



国土交通省建情報政策課設経済統計調査室の 建設工事費デフレーターのデータをもとに下水道部作成



## ●原因者負担金

- 下水道施設・設備が損壊した場合、原因者が明らかなときは、現状復旧に要した費用を当該原因者から強制的に 徴収することが可能。(下水道法第18条、地方自治法第231条の3、同法附則第6条)
- 一方、食用油等による管路施設の閉塞の場合、原因者が明らかであっても、任意の支払いに応じてもらえない場合、 民事訴訟手続きに拠らざるを得ず、対応に多大な費用と時間を要することとなる(不法行為の立証責任は、下水道管理者側に課せられる)。
- 管路閉塞の場合、閉塞の規模等に応じて、清掃費用は数十万円~数百万円程度を要することから、これらの費用が原因者から回収できない場合、利用者の負担増に繋がることになる。

### A都市における管路閉塞の事例

- A都市内の食肉加工業会社が、約1年半に渡り、食肉の加工で出た脂等が混ざった汚水を敷地内の排水管から流し、公共下水道約700mを詰まらせた。
- A市は、マンホールポンプからの水位上昇による警報を通じて、下水道管が閉塞している事実を覚知し、A市において下水道管の清掃を実施(清掃費用500万円)し、閉塞を解消。
- A市担当職員が、現地を確認した結果、食肉加工会社からの排水が原因であると特定。(食肉加工会社が設置していた除害施設が機能していないことが判明)。その後、食肉加工会社は、事実を認めて清掃費用の支払いに応じた。

### B都市における管路閉塞の事例

- B都市内の廃油リサイクル事業者が、油を適切に処理せず汚水管へ排出したため、汚水管の閉塞事故が発生。 当該管路の上流域の企業から排水不良の苦情連絡が入り、閉塞が発覚。B都市が現地を確認した結果、当該廃油 リサイクル事業者が原因であると特定。
- B都市は、当該廃油リサイクル事業者に対して、行政指導を行い、原状回復(汚泥回収・管清掃)を行わせ、下水道機能は回復。(工事費1351万円)
- しかしながら、その後、当該廃油リサイクル事業者は、B都市の行政指導が、法令上義務のない管路の閉塞解消を 強制したとして、損害賠償請求訴訟を提起。
- 地裁判決では、仮に下水道管理者が閉塞解消した場合には、民法に基づく損害賠償責任が生じ得るものであった 旨言及し、当該廃油リサイクル事業者の処理責任を認め、請求を棄却。(原告からの控訴なく、判決確定)

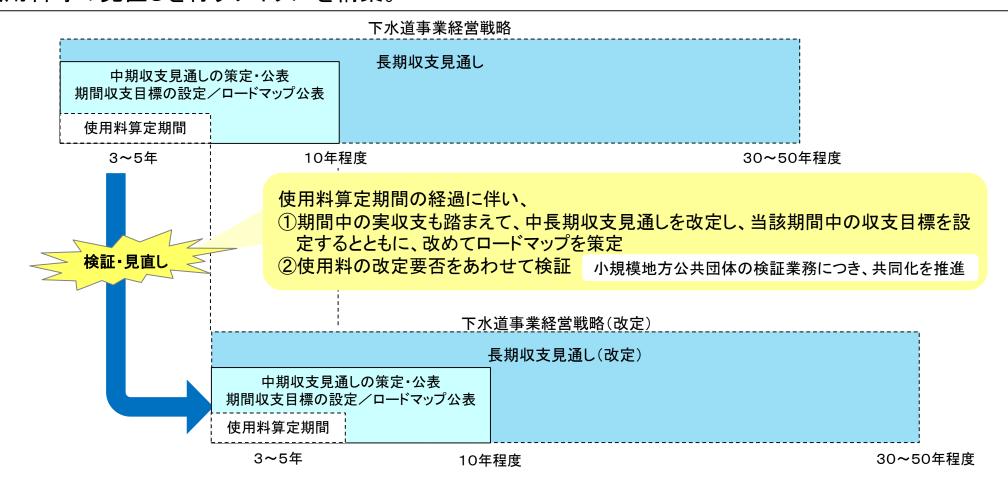
## 制度改正のポイント① 経営健全化サイクルの構築

### 現行制度の課題1

- 公営企業会計の適用や経営戦略の策定が進んでおらず、中長期収支見通しの作成が不十分。
- 下水道使用料の算定期間が設定されない場合もあるなど、定期的な下水道使用料改定の必要性の確認が不十分。
- 適切な下水道使用料の設定による収支均衡の見通しが立っていない地方公共団体が多い。

### 制度改正のポイント1

- 中長期収支見通しの精度向上のため、公営企業会計の早期適用を更に強力に推進するとともに、経営戦略の早期 策定についても、あわせて推進する。
- 経営戦略の策定を前提に、①10年程度の中期収支見通しの公表、②期間中の収支目標の設定と実現に向けたロードマップの策定・公表、③3~5年の下水道使用料算定期間を設定し、期間経過毎に検証を行い、収支見通し、使用料等の見直しを行うサイクルを構築。



## 制度改正のポイント② 費用構造を踏まえた下水道使用料体系のあり方

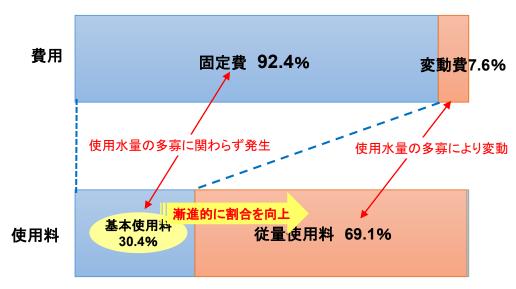
### 現行制度の課題2

- 使用料収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費割合に比して低水準となっており、人口減少や節水等の影響により今後大きな減収等につながるおそれがある。
- 個別原価に基づく使用料体系の設定が適切に行われていないおそれがある。

### 制度改正のポイント2

- 基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則化。
- 今後の人口減少等による有収水量の減少の影響を緩和するには、漸進的に基本使用料割合の向上を図るべき。(なお、少量使用者の負担が急増しないよう、段階的な引き上げを行うなど適切に対応。)
- 利用実態上、ボリュームゾーンに分布する使用者群が、汚水処理原価に近い使用料単価を負担するよう累進度を 設定。

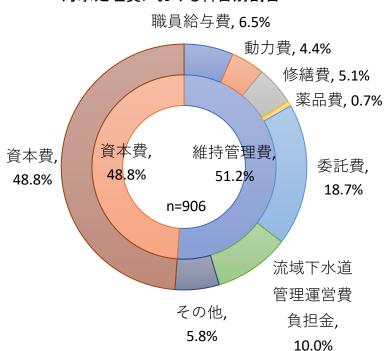
#### 費用構造/下水道使用料収入



(出典)「下水道使用料に関する実態調査」(R1.10月 国土交通省) ※「下水道使用料に関する実態調査」の回答1,574件のうち、使用料については有効回答1,007件の平均値を算出しており、費用については有効回答906件の平均値を算出している。

※変動費は、動力費、薬品費及び修繕費の50%としている。

#### 汚水処理費における科目別割合



(出典)「下水道使用料に関する実態調査」(R1.10月 国土交通省) ※集計対象(n=906)は、正確性を重視し、記入値の合計値が、決算統計で汚水処理費に係る合計値として記入した値と一致した団体に限定。

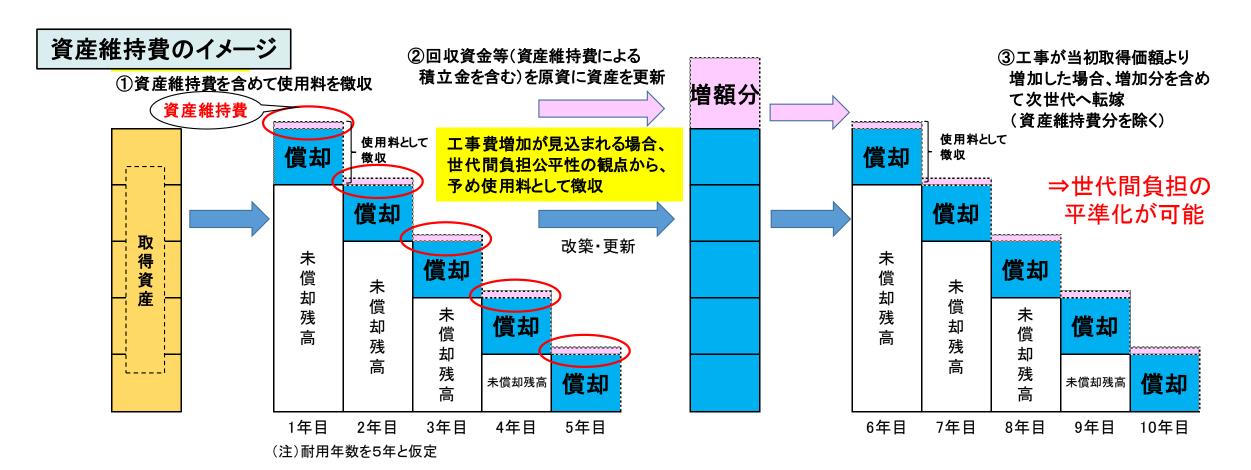
## 制度改正のポイント③ 健全な運営を確保できる下水道使用料の設定

### 現行制度の課題3

- 地下空間の輻輳化等の施工環境の悪化、労務単価の上昇等により、下水道工事単価は増嵩しつつある。そのため、 今後、老朽施設の改築事業の実施に向けて、現世代と将来世代との負担の公平を図る必要がある。
- 一方、将来の建設改良費等の増嵩分を下水道使用料として現在の利用者から徴収することに関して、当該増嵩分の費用が下水道法第20条に規定する「適正な原価」に含まれるとの解釈について、一部の地方公共団体から慎重な意見が寄せられている。

### 制度改正のポイント3

○ 資産維持費(将来の下水道施設の更新のために内部留保すべき額)の徴収が、制度上可能であることの明確化を 図るとともに、健全な経営を確保できる適切な下水道使用料の設定がなされるよう、促すものとする。



## 制度改正のポイント④ 原因者負担金の確実な徴収

### 現行制度の課題4

- 食用油等による管路閉塞の場合、下水道管理者が清掃費用の求償(不法行為責任に基づく損害賠償)を求めた相 手方が、行いを認めず、支払いを拒んだ場合には、民事訴訟手続きに移行し、下水道管理者側が立証責任を負うた め、滞納整理部署にとって、多大な費用と時間を要する対応が求められる。
- その結果、本来原因者が負担すべき費用が、下水道管理者負担、ひいては利用者負担に転嫁される場合も生じて いる。

### 制度改正のポイント4

下水道施設の損傷に伴い下水道管理者が実施した工事に限らず、管路の閉塞を解消するための清掃費用につい ても、原因者から確実に徴収できるよう、必要な措置を講ずる。



高圧水による洗浄状況



ラード(油)で閉塞した下水道管きょ



噴射ノズル・高圧水通水状況

噴射ノズルの状況



噴射ノズル・管内洗浄状況





http://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000083553.html10

※管径やマンホール深さ等、現場状況により、使用する



機械や作業方法は異なります。